

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年12月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900222号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900020号

第1 結論

平成4年4月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年4月から平成6年3月まで

請求期間当時の国民年金関係のことは全て母が行ってくれていた。請求期間の直前の平成3年*月から平成4年3月までの期間については国民年金保険料の免除期間になっており、その直後の請求期間について手続を行っていないとは考えがたい。請求期間の保険料が未納となっていることには納得がいかないのので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母が国民年金関連の手続を行ったと主張しているところ、A市から提出された請求者に係る「国民年金資格異動履歴修正選択」及び同市資料をもとに作成された「国民年金被保険者名簿」により、請求期間のうち平成5年4月から平成6年3月までの期間について、申請免除期間として記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者が20歳になった平成3年*月から請求期間直前の平成4年3月までの期間については申請免除期間となっている上、上述のとおりA市の記録では請求期間のうち平成5年4月から平成6年3月までの期間について申請免除期間として記録されていることなどから、請求期間に係る免除の申請を行わない特段の事情はうかがえない。

さらに、平成3年*月から平成4年3月までの期間について、請求者は予備校に通っていたと陳述しているところ、在籍期間証明書により、請求者は請求期間に短期大学に在籍していたことが確認でき、請求者及び請求者の母に聴取したところ、世帯の生活状況等に大きな変化があった事情はうかがえず、請求期間においても国民年金保険料の免除基準に該当していたものと推定できる。

加えて、請求者の母は、請求期間当時、夫(請求者の父)の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う被保険者種別の変更手続を適切に行っているなど、国民年金制度に対する理解が深いことがうかがわれる。

なお、請求期間の国民年金の保険料納付についても検討したが、請求者に係る国民年金関連のを行ったとする母は、請求期間当時の手続について具体的な状況などを記憶しておらず、また、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。